

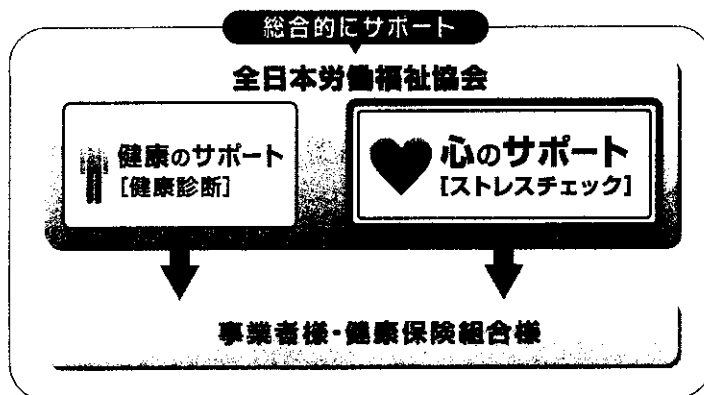
# ストレスチェック支援サービスのご案内

(一財) 全日本労働福祉協会長野県支部

## 1 法改正

労働安全衛生法が改正され、平成27年12月1日から1年間の間に従業員に対してストレスチェックを実施することが従業員50名以上の事業場で事業者には義務付けられました。

50人未満の事業場は制度の施行後、当分の間は努力義務となっております。



## 2 ストレスチェック制度

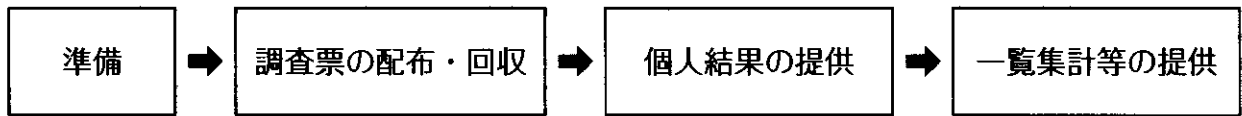
従業員に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）や、検査結果に基づく医師による面接指導の実施などを事業者には義務付けております。

目的は、従業員のメンタル不調の未然防止（一次予防）を図るためとなっております。

## 3 当健診機関が行う支援サービスの概要

- (1) 事業者様のストレスチェックの業務をサポートします。事業者様の業務を代行する共同実施者、実施事務従事者の機能を当協会が担います。
- (2) 健診とストレスチェックを同日に実施可能です。
- (3) 従業員の皆様に対しては、
  - ・「職業性ストレス簡易調査票」の提供
  - ・調査結果を集計し個人の特徴を数値、図表で提示、(前回の結果との比較も可能)したものを個人毎の封筒に入れ返却します。
- (4) 事業者様には、ストレスチェック終了後、実施後の対応や職場環境改善に必要な集団的な分析レポート等を提供します。具体的には、次のとおりです。
  - ・ストレスチェック回答結果集計（性別、年代別、全体集計）
  - ・ストレスチェック受検勧奨用リスト（未受検者一覧）
- (5) 産業医には、高ストレス者抽出リストを提供します。
- (6) その他オプションで「あなたのストレスプロフィール」「仕事のストレス判定図」などの作成も承ります。
- (7) 従業員様の個人情報や受検結果の情報を守り、強固なセキュリティ対策のもとで実施します（個人情報はすべてクラウド上で管理され、インターネット等の通信を遮断し、外部からの不正アクセスを防いでおります。また、プライバシーマークも取得しており、社内規定に基づく運用や対策も併せて行っております）。

## 4 支援サービスの流れ



## 5 料金 (税込)

### 基本料金

職業性ストレス簡易調査票 (57項目版) 770円 (受検者1名様)

職業性ストレス簡易調査票 (23項目版) 660円 (受検者1名様)

### オプション料金

個人宛てに直送する場合 165円 追加費用 (1名様)

所属毎合計点数集計表 1,100円 追加費用 (所属単位)

調査票等保管料 110円 追加費用 (1名様)

データでの返却 (エクセルデータ) 3,300円 追加費用 (1回)

## 6 支援サービスの実施に当たって

当健診機関の支援サービスをご利用いただくためには、事業者様と当協会でご事前にご契約をさせていただいたうえで実施の運びとさせていただきます。

つきましては、支援サービスをご希望の事業所様は次の7によりFAXでご連絡をお願いします。

## 7 支援サービス希望の連絡

〒381-0022 長野市大豆島中之島3223

(一財) 全日本労働福祉協会長野県支部 殿

FAX 026-222-5115

支援サービスを希望したいので担当者まで連絡願います。

令和 年 月 日

事業場所在地	〒
事業場名	
TEL	( ) -
FAX	( ) -
担当者名	Ⓜ